

【農政の動き】

新たな食料・農業・農村基本計画について

農林水産省大臣官房企画評価課

3月25日、新しい食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。一昨年12月に亀井前農林水産大臣から諮問がなされ、食料・農業・農村政策審議会における1年余の議論を経て、3月9日に島村現大臣に答申されたものです。

基本計画は、今後10年程度を見通して農政の展開の基本方向を指し示すもので、おおむね5年ごとに見直すこととされています。平成11年に制定された食料・農業・農村基本法の下で、12年3月に最初の基本計画が策定され、これに基づく施策が展開されてきましたが、今回、基本計画の初めての見直しが行なわれました。

本稿では、この新たな食料・農業・農村基本計画の概要についてご紹介します。

第1章 基本的方針

～情勢の変化と改革の必要性、改革の視点～

今回の基本計画の見直しは、平成12年3月の

基本計画策定から約5年経過していることから、まず、この間の情勢の変化等を踏まえ、改革の必要性和改革に当たっての基本的視点をまとめています。

食料・農業・農村をめぐる情勢について、審議会の委員の方々からは、表に示したような危機的な状況について、広く国民全体で認識を共有すべきとの意見がありました。

このような情勢の変化等をふまえ、「効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築」、「消費者の視点の施策への反映」、「農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進」、「環境保全を重視した施策の展開」、「農業・農村における新たな動きを踏まえた『攻めの農政』の展開」という5点を基本的視点として既存施策の見直しや新たな施策の構築を行う必要があります。

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化

- BSEの発生などを契機に食の安全に対する消費者の信頼が揺らいでいる。また、国民の食生活については、栄養バランスの崩れや食習慣の乱れが見られる。
- 消費者の加工食品や外食志向の高まりなどに国内農業が十分に対応できていないことから、食品産業は国産ではなく輸入農産物への依存度を高めている。
- 農業就業人口の減少や高齢化が進展する中で、水田作・畑作といった土地利用型農業を中心に経営規模の拡大が遅れており、農業の生産構造のぜい弱化が進行している。
- 豊かな自然環境や美しい景観に触れることのできる農村空間に対する国民の理解と期待が高まっているが、農村では過疎化や高齢化などの伸展により、農業生産活動の停滞・後退や集落機能の低下がみられる。
- 経済社会のグローバル化が進む中で、WTO交渉やEPA交渉に積極的に取り組む必要があり、これらの交渉上の取り組みと併せて、構造改革を通じた国内農業の競争力強化が求められている。

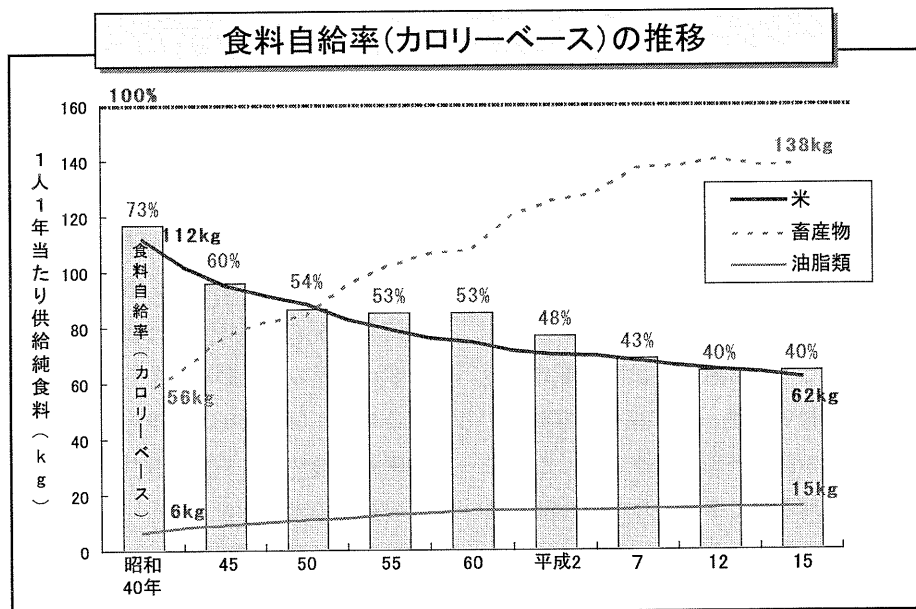
第2章 食料自給率の目標

(1) 重点的取組と工程管理

食料自給率については、前基本計画において、平成9年に41%であったカロリーベースの自給率を平成22年に45%に向上させることを目標にしましたが、実際には、計画を策定した11年度から15年度まで40%と横ばいとなっています。

に反映させる、ことを基本的な考え方としています。

具体的には、消費面では、①分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開、②米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進、③国産品に対する消費者の信頼の確保。

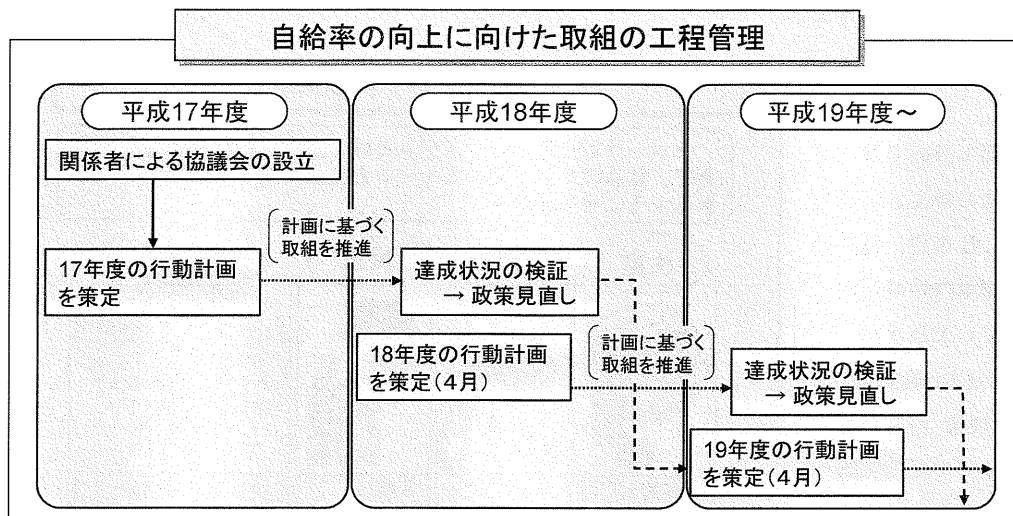


新たな基本計画では、前基本計画の下での取組の成果が十分でないことについて、食料消費、農業生産の両面から検証を行っています。そして、消費面・生産面に共通する要因として、前基本計画では課題解決のための重要なテーマや具体的な手法が明示されなかったことが、関係者の主体的・継続的な取組を喚起できず、結果として十分な成果が得られなかった要因の一つであると総括しています。

この反省を踏まえ、今回の基本計画では、①重点的に取り組むべき事項を明確化し、課題の解決に向けた関係者の具体的な行動を呼び起こす、②工程管理を適切に実施するとともに、毎年、施策の評価を行い、翌年以降の施策の改善

生産面では、①経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進、②食品産業と農業の連携の強化、③担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進、を重点的に取り組むべき事項としています。

また、工程管理においては、関係者が一体となって自給率向上のための工程管理を適切に実施するため、政府や関係者からなる協議会を設立し、計画的な取組を推進します（この協議会において、毎年の行動計画を策定し、これに基づく取組の進捗状況をチェックしながら進めていくことが予定されています）。



（２）自給率目標の示し方

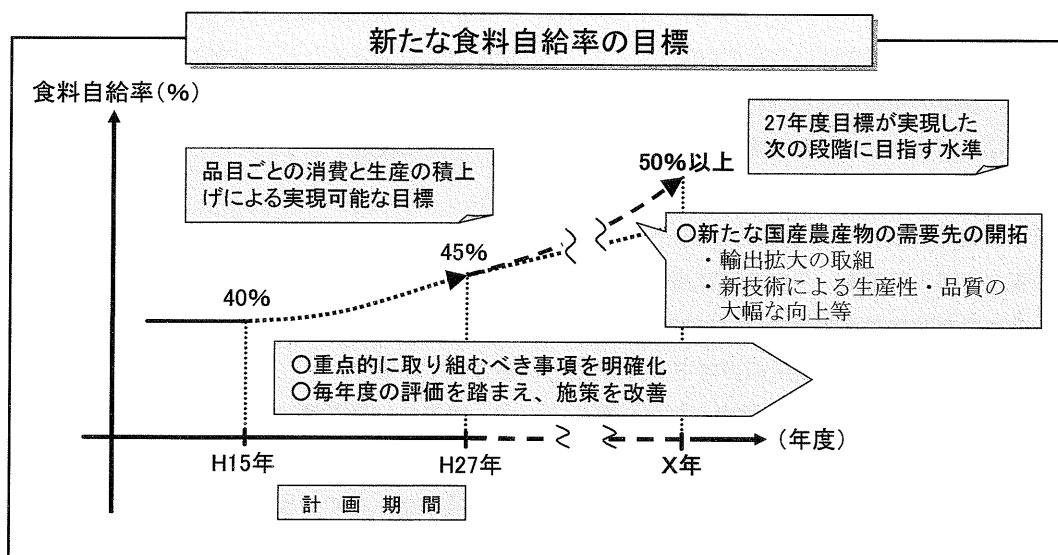
～カロリーベースと生産額ベース～

自給率目標については、従来、カロリーベースでの目標を設定してきました。しかし、この場合、比較的低カロリーであるものの国民の健康の維持増進の上で重要な役割を果たす野菜・果実や、飼料の多くを輸入に依存しているため、相当割合が国内生産であるものの、自給率が低く算出されてしまう畜産物等の生産活動を適切に反映することができません。このため、今回

の基本計画では、カロリーベースでの目標設定を基本としつつも、生産額ベースでの目標も併せて設定しました。

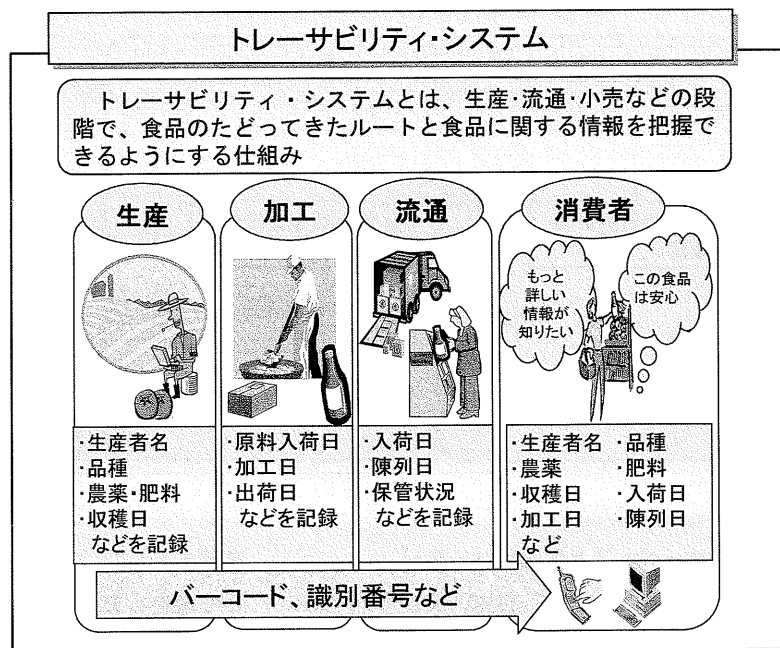
（３）具体的な目標

具体的な食料自給率の目標としては、基本的には、食料として国民に供給されるカロリーの５割以上を国内生産でまかなうことを目指しつつ、平成27年度の自給率の目標は、カロリーベースで45%（15年度40%）、生産額ベースで76%（15年度70%）と設定しました。



第3章 総合的かつ 計画的に講ずべき施 策

前基本計画では、基本法の条文の構成に即した形で、各項目の施策内容が記述されていましたが、今回の基本計画では、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に的確に対応した施策の展開、食料自給率の向上に向けた施策の充実等に重点を置いた記述を行っています。



(1) 食料の安定供給の確保に関する施策

ここでは、第一章の情勢の変化を受けて、「食の安全及び消費者の信頼の確保」について記述を充実させているところが、前基本計画との大きな違いです。

① 食の安全及び消費者の信頼の確保

国民の健康の保護を最優先に、リスク分析の考え方に基づいたリスク管理を実施し、食の安全を確保します。これに加え、JAS法に基づく表示と規格の充実、トレーサビリティ・システムの更なる導入の推進、生鮮食品に近い加工食品への原料原産地表示の義務付け（20食品群、18年度）、外食における表示のガイドラインの整備（17年度）とその活用を促進、などを通じて、消費者の信頼の確保を図ります。

② 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

食料自給率向上に向けた取組方向を反映して、

食育活動を国民的な運動として推進します。このために、適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド（仮称）を策定します。あわせて、これが外食のメニューや、小売店等の売場、食品の包装などでも活用されるよう、マニュアルを策定します（17年度）。このほか、地産地消を進めるため、地域において取り組むべき事項や目標などを明らかにした実践的な計画の策定を促進します。

(2) 農業の持続的な発展に関する施策

農業について、構造改革の加速化、経営発展、環境への配慮などを図るための施策を中心に記述されています。

① 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

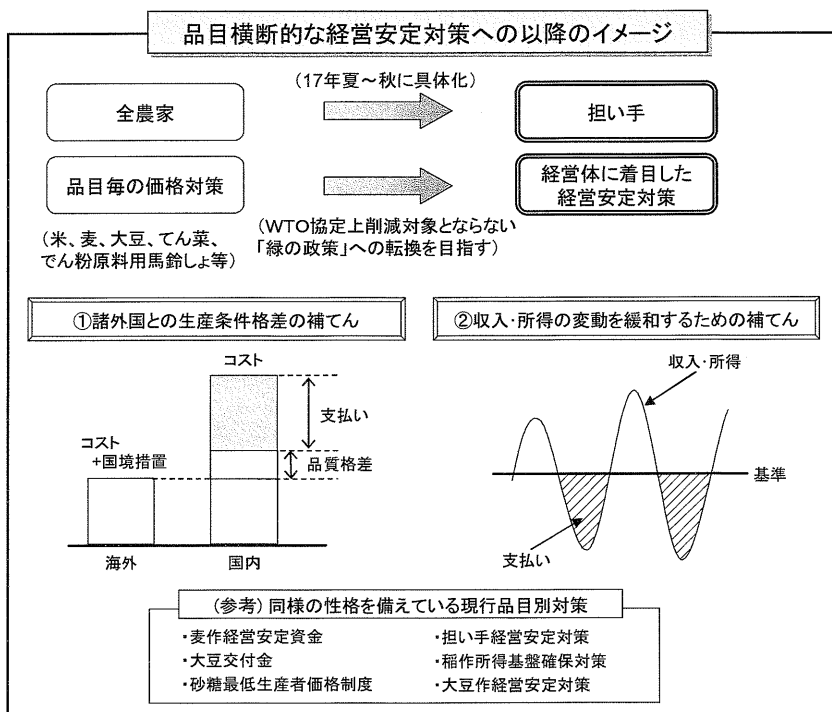
農業経営に関する各種施策を担い手に対して集中的・重点的に実施していきます。その際、

規模拡大した個人だけではなく、集落を基礎とした営農組織のうち、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものも担い手として位置付けます。そして、小規模農家や兼業農家も、担い手となる営農組織の一員となることが出来るよう、農地の利用集積を図りつつ、営農組織の

育成と法人化を推進します。

② 経営安定対策の確立

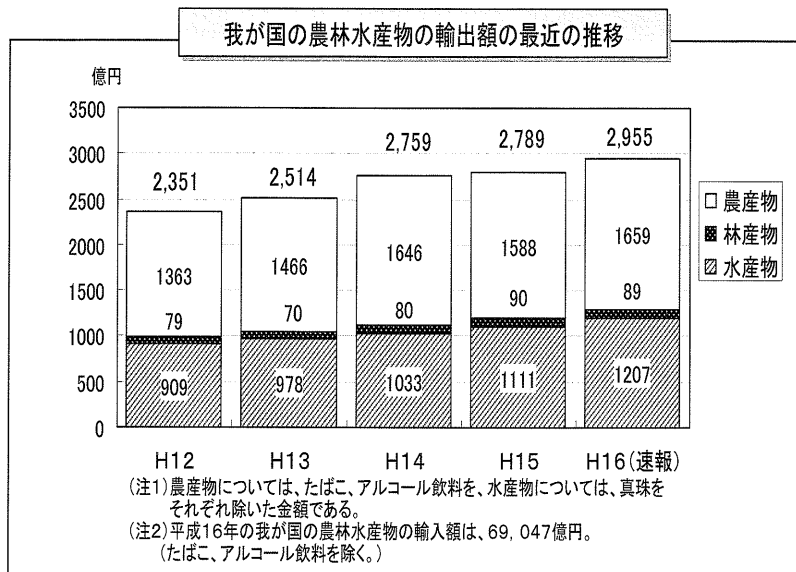
複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、現在、品目別に講じられている対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営全体に着目し、諸外国との生産性の格差を是正するための対策となる直接支払いを導入します。また、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策の必要性を検証します。これらの対策については、19年産からの導入に向け、本年夏から秋にかけて、



制度の詳細を具体化し、18年の通常国会には関係法案を国会に提出することとしています。

③ 経営発展に向けた多様な取組の促進

地域の自然条件や農地利用の制約等の実態に応じ、経営規模の拡大のほか農産物の加工・直



売等の経営の多角化、契約栽培や環境保全型農業への取組も含んだ経営の複合化等の経営発展に向けた多様な取組を推進します。

また、食生活において外食・中食の比重が高まる中で、自給率を向上させ農業の持続的発展を図るためには、外食・加工需要への積極的対応が必要であり、食品産業と農業を結びつけるコーディネータの育成・確保や、産地ブランドの確立に向けた主体的な取組を促進します。

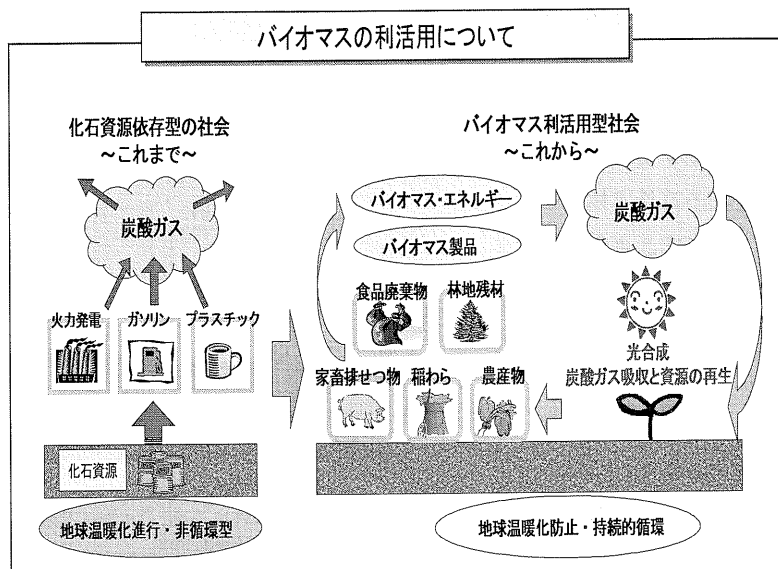
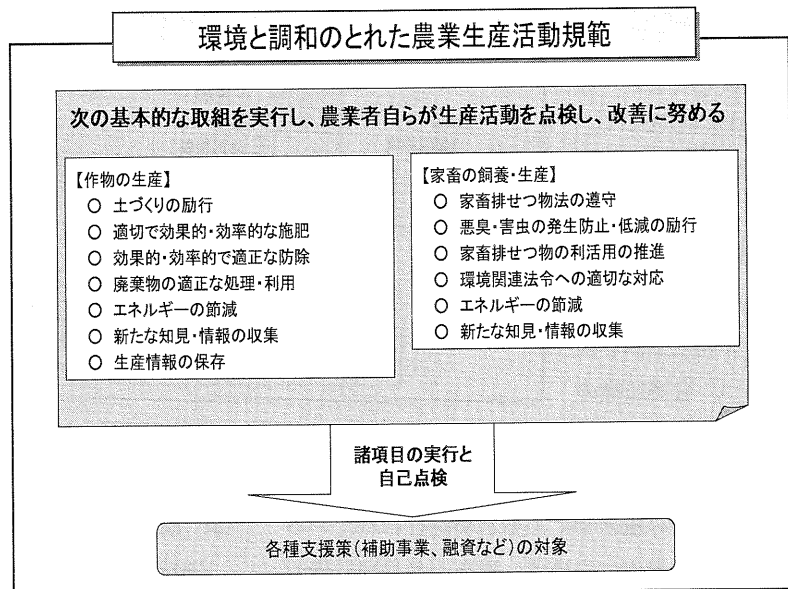
また、世界的な日本食ブームやアジア諸国の経済発展を好機としてとらえ、我が国の高品質な農産物・食品の特性を活かした輸出の促進を図り、21年における農林水産物・食品の輸出額の倍増（16年実績約3000億円）を目指します。

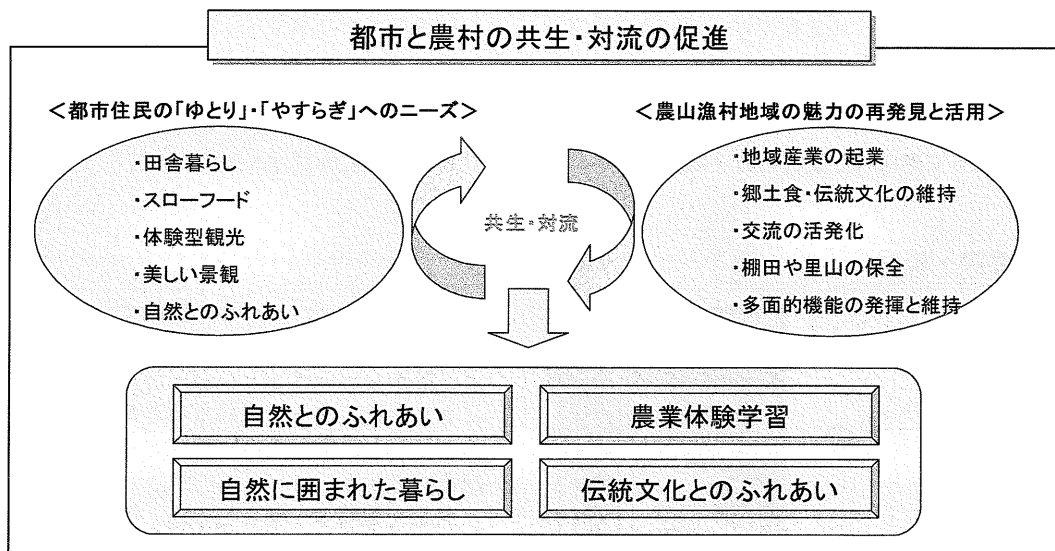
④ 自然循環機能の維持増進

農業者が最低限取り組むべき環境規範を策定し、これを実践する農業者に対して支援を講じていくというクロス・コンプライアンスを導入（17年度より順次導入）します。また、環境への負荷の大幅な低減を図る先進的な取組に対する支援について、19年度からの導入に向けた

調査を実施します。

また、バイオマスについて、これまで、利活用を中心であった廃棄物系のバイオマスだけでなく、未利用バイオマス（稲わら等）や資源作物（さとうきび等）の利活用を通じ、食料生産の枠を越えた農業の新たな展開を促進します。





（３）農村の振興に関する施策

農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる、いわば社会共通資本であるといえますが、農村の過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下によって、適切な保全・管理が困難となってきました。このため、地域の農業者だけでなく、地域住民や都市住民も含めた多様な主体の参画を得た効果の高い地域共同の取組を促進していきます。

また、12年度から導入されている中山間直接支払い制度の継続等を通じた中山間地域の振興、グリーンツーリズムの取組の充実を通じた都市と農村の共生・対流の推進を図ります。

４．施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項～政府一体となった推進と適切な工程管理～

食料・農業・農村に関する政策は、国民生活や我が国の経済社会の幅広い分野に関係し、その推進には関係府省の密接な連携が不可欠です。このため、内閣総理大臣を本部長とする食料・

農業・農村政策推進本部を中心として、食料自給率の向上に向けた取組を含め、政府一体となって実効性のある施策の推進を図ります。

また、本基本計画に基づく施策の計画的な推進を図るため、施策の推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を示した工程表を速やかに作成し、それを的確に管理します。さらに、政策評価を積極的に活用して施策の効果等を検証し、必要に応じて施策内容の見直しを行い、翌年以降の施策の改善に反映させていきます。

５．終わりに

以上、基本計画の主要部分についてご説明しました。なお、農水省のホームページでは、基本計画の本体、工程表等の資料、概要等を説明したパンフレット、更には、基本計画の策定にいたるまでの食料・農業・農村政策審議会における議論（全ての会議資料、議事録）を見ることが出来ますので、是非ご覧ください。

また、食料・農業・農村政策審議会は、6月を目処に委員の改選が行われることとなっております。

り、委員のうち3～4名程度は一般公募によることとし、5月の連休明けまで募集を行っています。今回の基本計画策定の議論においても、公募によって選ばれた委員の方々は、消費者あ

るいは農業者の立場から、議論に大きな貢献をいただいたところです。ご関心のある方は、是非一度、農水省のホームページをご覧ください
(<http://www.maff.go.jp/>)

書評・校庭のくだもの

野外観察ハンドブック

校庭のくだもの

鈴木邦彦・岩瀬徹／著
全国農村教育協会
定価 2,000 円(税込)



全農教の好評シリーズ「野外観察ハンドブック・校庭シリーズ」の10巻目「校庭のくだもの」が刊行された。「校庭にくだもの?」といぶかる向きもありだろうが、「まえがき」によれば…

校庭に果樹を作る例はまれでしょうが、いろいろな「くだもの」は毎日のように口にしています。いうまでもなく、それらはすべて植物が生産したものです。その「くだもの」がどんな植物によるものなのか、食べているのは果実なのか、あるいはそれ以外の部分なのかなどを、日頃考えることは少ないしそれを知る機会もあまりありません。しかも近年は外来の「くだもの」もいっそう増え、店頭で見える「くだもの」は多種多様になっています。本書の作成にあたっては、果樹栽培に縁のない人でも「くだもの」の種類や由来、果樹の形やくらしなどが理解できることをねらいとしました。

ということで、なるほど、本書を読んでも、くだものに関して「知っているようにで知らなかったこと」、「むかし習ったよ

うな気がするが、とっくに忘れてしまっていたこと」、または「何となく自分流に都合よく解釈していたこと」などが白日のもとにさらされ、次々と目のうろこが落ちてゆく、そんな気持ちの良い体験をされること請合いである。

果樹を植物の一種ととらえ、そこから特有の「くらし」と「かたち」を見てゆく…校庭シリーズに一貫して流れている態度で、これこそが、シリーズを「ただの図鑑」でない、知的好奇心を刺激する発見に満ちたものになっている。本書「校庭のくだもの」においてもそれは同様であって、第1部くだもののかしらとかたちでは、・花から果実、種子へ、・くだものづくり、・花芽のつき方、・品種と品種改良など興味深いテーマがわかりやすく解説されている。

第2部図鑑編ではリンゴ、ミカンなどの一般果樹からトロピカルフルーツ、ベリー類まで120種が掲載されている。国内はもちろん、外国からの輸入種も多数紹介されていて、消費者の参考になるだろう。また果樹農家、とりわけ新しい果樹の導入、特産化を考えている農家には多くのヒントを与えてくれるに違いない。

シリーズの書名に「校庭」と付いているのは、学校を意識してのことであろう。しかし、テーマや切り口の斬新さ、質・量ともに豊かな内容など、どれをとっても学校という領域に限定するのはいかにももったいない話で、広く一般消費者から果樹農家、また果樹分野への進出を考えている人達に、ぜひおすすめしたい一冊である。

全国農村教育協会
電話 03-3839-9160
<http://www.zennokyo.co.jp>

(伊東)